

令和7年度 新入学児童の難聴言語通級指導学級利用に関する 就学支援相談を行います

令和7年4月に入学を迎える児童で、入学後の1学期から、難聴言語通級指導学級の利用を検討されている方は、特別支援教育課にご相談ください。相談は予約制となりますので、お電話にてご予約ください。

記

1 対象について：知的発達に遅れがなく、以下の状態が認められる児童が対象となります。

(1) 難聴学級

- ① 純音聴力検査(片耳または両耳)30 デシベル以上の聞こえにくさがある。
- ② 聞こえにくさによる言語発達の遅れがある。

(2) 言語学級

- ① 特定の音が上手く発音できない、話し方が全体的に不明瞭になる。
- ② 話す時に同じ音を繰り返す、引き伸ばすなど言葉が出るまでに少し時間がかかる。
- ③ 見て理解する力はあるが、言語だけの説明は難しい。

2 相談の予約について

相談は予約制となります。お電話にて、相談日時をご予約下さい。

- (1) 相談の申し込み期間： 令和6年7月1日(月)～令和6年12月13日(金)
- (2) 相談を実施する期間： 令和6年7月中旬～令和7年1月24日頃まで(予定)

3 相談形態について

初回相談は、特別支援教育課で行います。保護者の方は、お子様の状況を相談員にお話してください。難聴学級をご希望の場合は、2回目の相談をきこえの検査・相談を高井戸小学校(けやき学級)にて行います。

【小1・1学期指導開始：通級指導学級利用】

